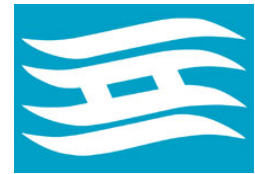


# 兵庫県公報

平成25年9月30日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 環境影響評価に関する条例施行規則及び環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則（環境整備課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●環境影響評価に関する条例施行規則及び環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則（規則第39号）

環境影響評価に関する条例の一部改正により、開発整備事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減するため、当該事業を行う者が当該事業の計画の立案の段階において、環境の保全について配慮を行うための手続が新たに設けられること等に伴い、当該手続に係る公告、縦覧及び公表の方法を定める等、関係規則について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

環境影響評価に関する条例施行規則及び環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第39号

#### 環境影響評価に関する条例施行規則及び環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則

（環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 環境影響評価概要書に関する手続（第5条—第7条）」を「第1節 早期段階環境配慮書に関する手続（第4条の2—第4条の5）」に、「第2節」を「第3節」に、「第3節」を「第4節」に、「第4節」を「第5節」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に改める。

第32条中「第8条第3項本文」を「第9条第2項本文」に改める。

第33条第1項を削り、同条第2項中「第34条第2項」を「第34条第5項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第34条第2項」を「第34条第5項」に改め、同項第3号中「事業者が」の右に「、配慮書」を加え、同項第4号中「概要書」を「配慮書に相当する図書について意見を有する者が事業者又は市長若しくは町長に、概要書」に、「、市長」を「市長」に改め、同項を同条第2項とする。

第2章第6節を同章第7節とする。

第28条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第4条の5の規定は、条例第30条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第4条の5第1項中「条例第7条の4から第7条の6までの規定による意見書の送付を受けた後」とあるのは「条例第30条第2項の規定による報告を行った後」と、「想定地域の市町」とあるのは「関係市町」と読み替えるものとする。

3 条例第30条第5項の規定による届出は、事後監視調査結果報告書公表方法届（様式第12号の2）によって行わなければならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節を第5節とする。

第22条第1項中「第21条」を「第21条第1項」に、「評価書の」を「評価書等の」に、「環境影響評価書作成基準」を「環境影響評価書等作成基準」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第21条第6号」を「第

21条第1項第6号」に、「第8条第4項各号」を「第4条の2第2項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の3項を加える。

3 第4条の2第3項の規定は、条例第21条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第4条の2第3項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

4 条例第21条第2項において準用する条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第4条の2第4項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 評価書等の縦覧場所及び縦覧期間

5 第4条の2第5項の規定は、条例第21条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定により縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

第23条を次のように改める。

(評価書等の提出)

第23条 条例第22条第1項の規定による評価書等の提出は、提出書（様式第2号）によって行わなければならない。

第2章第3節を同章第4節とする。

第8条第1項中「準備書の」を「準備書等の」に、「環境影響評価準備書作成基準」を「環境影響評価準備書等作成基準」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「次」を「第4条の2第2項各号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の3項を加える。

3 第4条の2第3項の規定は、条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第4条の2第3項第3号中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

4 条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第4条の2第4項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 準備書等の縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 第2次住民意見書の提出期間及び提出先

5 第4条の2第5項の規定は、条例第14条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定により縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

第9条及び第10条を次のように改める。

(準備書等の提出)

第9条 条例第15条第1項の規定による準備書等の提出は、提出書（様式第2号）によって行わなければならない。

2 前項に規定する準備書等の提出（条例第24条第3項本文の規定により条例第14条第1項の規定の例により行うものを除く。）は、別表第3の左欄に掲げる開発整備事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為（2以上の行為がある場合にあっては、最初に行われるもの）の前に行わなければならない。ただし、当該右欄に掲げる行為が行われない場合にあっては、この限りでない。

(説明会の開催等)

第10条 第6条の2の規定は、条例第16条において準用する条例第9条の2の規定による説明会の開催等について準用する。この場合において、第6条の2第1項、第2項及び第5項中「地元市町」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

第2章第2節を同章第3節とする。

第5条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に、「概要書の」を「概要書等の」に、「環境影響評価概要書作成基準」を「環境影響評価概要書等作成基準」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第8条第5号」を「第8条第1項第8号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 第4条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項

第5条第3項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項を同条第2項とし、同条に次の3項を加える。

- 3 第4条の2第3項の規定は、条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第4条の2第3項第3号中「想定地域の市町」とあるのは、「地元市町」と読み替えるものとする。
- 4 条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第4条の2第4項第1号及び第2号に掲げる事項
  - (2) 概要書等の縦覧場所及び縦覧期間
  - (3) 第1次住民意見書の提出期間及び提出先
- 5 第4条の2第5項の規定は、条例第8条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定により縦覧に供する場合について準用する。この場合において、第4条の2第5項中「想定地域の市町」とあるのは、「地元市町」と読み替えるものとする。
- 第6条を次のように改める。
- (概要書等の提出)
- 第6条 条例第9条第1項の規定による概要書等の提出は、提出書（様式第2号）によって行わなければならない。
- 第6条の次に次の1条を加える。
- (説明会の開催等)
- 第6条の2 条例第9条の2第1項の規定による説明会の開催は、概要書等の縦覧期間内に、地元市町の区域内において行わなければならない。
- 2 条例第9条の2第1項に規定する措置は、概要書等の縦覧期間内に、地元市町の区域内において、印刷物の配布、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により講じなければならない。
- 3 条例第9条の2第2項の規定による届出は、あらかじめ、説明会開催等実施届（様式第3号）によって行わなければならない。
- 4 条例第9条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 説明会の会場の収容人員
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 5 条例第9条の2第3項の規定による公告は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、地元市町の区域内において、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行わなければならない。
- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - (2) 印刷物の配布又は回覧
  - (3) 公共の場所の掲示板への掲示
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 6 条例第9条の2第5項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した説明会開催等実施状況報告書（様式第4号）によって行わなければならない。
- (1) 説明会の開催の日時及び場所
  - (2) 説明会に参加した者の数
  - (3) 説明会の経過及び概要
  - (4) 説明会で配布した書類及び図面の種類
  - (5) 説明会の開催の公告の方法
  - (6) 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るために講じた措置の内容
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 7 前項の説明会開催等実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 説明会の会議録
  - (2) 説明会で配布した書類及び図面
  - (3) 説明会の開催の公告をした事実を証する書類
  - (4) 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るための措置を講じた場合は、その事実を証する書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
- 第2章中第1節を第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 早期段階環境配慮書に関する手続

## (配慮書の作成等)

第4条の2 条例第7条の2第1項の規定による配慮書等の作成は、知事が定める早期段階環境配慮書等作成基準に基づき行わなければならない。

2 条例第7条の2第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業等を実施するにつき必要な法令等の規定による許認可等の種類
- (2) 特別地域の分布状況
- (3) 調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 兵庫県公報又は県の広報紙への掲載
- (3) 想定地域の市町の協力が得られた場合にあっては、当該想定地域の市町の公報又は広報紙への掲載
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

4 条例第7条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業等の名称
- (3) 配慮書等の縦覧場所及び縦覧期間
- (4) 条例第7条の6に規定する意見書の送付期間及び送付先

5 条例第7条の2第2項の規定により配慮書等を公衆の縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り想定地域の市町の住民の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎
- (3) 想定地域の市町の協力が得られた場合にあっては、当該想定地域の市町の庁舎
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

6 条例第7条の2第2項(条例第8条第2項、第14条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表をインターネットの利用により行う場合は、事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

7 条例第7条の2第3項(条例第8条第2項、第14条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、あらかじめ、公告等方法届(様式第1号)によって行わなければならない。

## (配慮書等の提出)

第4条の3 条例第7条の3の規定による配慮書等の提出は、提出書(様式第2号)によって行わなければならない。

## (配慮書に係る知事意見書の作成)

第4条の4 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める事項は、概要書等の作成又は対象事業等の計画の策定を行うに当たって留意すべき事項とする。

## (配慮書に係る意見の公表)

第4条の5 条例第7条の7の規定による公表は、条例第7条の4から第7条の6までの規定による意見書の送付を受けた後速やかに、第4条の2第5項各号に掲げる場所のうちから、できる限り想定地域の市町の住民の参集の便を考慮して定めた場所において行うとともに、インターネットの利用により行うものとする。

2 第4条の2第6項の規定は、前項の規定によるインターネットの利用による公表について準用する。

3 条例第7条の7の規定による公表は、当該公表の日から起算して30日間行うものとする。

第36条各号を次のように改める。

- (1) 配慮書等 50部
- (2) 概要書等 50部
- (3) 準備書等 80部
- (4) 評価書等 60部

別表第3中「(第8条、附則第2項関係)」を「(第9条、附則第2項関係)」に改め、同表1の項行為の欄

(3)中「又は同法第18条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請」を「、同法第18条第1項の規定による条例の制定又は同条第3項の規定による届出」に改め、同表2の項行為の欄を次のように改める。

下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条の2関係）

公 告 等 方 法 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

担当者氏名

電話（ ） - 番

環境影響評価に関する条例 { 第7条の2第3項  
第8条第2項において準用する同条例第7条の2第3項  
第14条第2項において準用する同条例第7条の2第3項  
第21条第2項において準用する同条例第7条の2第3項 } の規定により、

次のとおり { 配慮書等  
概要書等  
準備書等  
評価書等 } の公告、縦覧及び公表をしますので、届け出ます。

対象事業等の名称		
公 告	公告の方法	
	公告年月日	
	公告の対象地域	
	公告の内容	
縦 覧	縦覧場所	
	縦覧期間及び縦覧時間	

公 表	イ ン タ ー ネ ッ ト の 利 用	公表するウェブサイト のURL	
		公表期間	
		公表内容	
	上記以外の方法による場合の公表 の方法の内容		

様式第2号中「(第8条関係)」を「(第4条の3、第6条、第9条、第23条関係)」に、「環境影響評価準備書提出書」を「提出書」に、「第14条第1項」を「  

{

 第7条の3  
 第9条第1項  
 第15条第1項  
 第22条第1項
 
}
に、「準備書」を「  

{

 配慮書等  
 概要書等  
 準備書等  
 評価書等
 
}
」に改める。

様式第3号中「(第10条関係)」を「(第6条の2、第10条関係)」に、「第16条第2項」を「  

{

 第9条の  
 第16条に  
 2第2項
 
}
」に、「準備書」を「  

{

 概要書  
 準備書
 
}
」に改める。

様式第4号中「(第10条関係)」を「(第6条の2、第10条関係)」に、「第16条第5項」を「  

{

 第9条の  
 第16条に  
 2第5項
 
}
」に、「準備書」を「  

{

 概要書  
 準備書
 
}
」に、「広告」を「公告」に改め、同様式添付書類中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 説明会の開催以外に概要書の内容の周知を図るための措置を講じた場合は、その事実を証する書類様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2 (第28条の2 関係)

事後監視調査結果報告書公表方法届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

-----  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

----- 印

担当者氏名

-----  
 電話 ( ) - 番

環境影響評価に関する条例第30条第5項の規定により、次のとおり事後監視調査結果報告書の公表の方

法について届け出ます。

対象事業等の名称		
インターネットの利用	公表するウェブサイトのURL	
	公表期間	
	公表内容	
上記以外の方法による場合の公表の方法の内容		

(環境影響評価審査会規則の一部改正)

第2条 環境影響評価審査会規則（平成9年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第7条の4第1項の規定による意見書の作成に関すること。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中環境影響評価に関する条例施行規則別表第3の1の項行為の欄(3)及び同表2の項行為の欄の改正規定は、公布の日から施行する。